

製造事業所の皆さんへ 2020年工業統計調査を実施します

経済産業省・埼玉県・小川町

製造業を営む事業所を対象に、6月1日(月)を基準日として「2020年工業統計調査」を実施します。この調査は工業実態を明らかにするもので、調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料となります。

5月中旬ころから、統計調査員による訪問、または国からの郵送により調査票をお届けします。調査の趣旨・必要性をご理解いただき、オンラインまたは郵送による回答をお願いします。

問合せ 総務課 統計担当 ☎ 215

小川町地域福祉推進委員会委員を募集します

町では、地域福祉計画を円滑に推進していくため、「小川町地域福祉推進委員会」を設置しています。委員会に参加していただける住民代表委員を募集します。委員会は公募委員のほか、学識経験者、地域団体の代表者などで構成します。

募集人数 2人 応募期間 5月20日(水)まで(消印有効)

対象 町内に住民登録をしている20歳以上の方で、地域福祉や福祉行政に関心があり、平日の日中に開催される会議(年3回)に出席できる方

任期 2年(委嘱の日から2年間)

応募方法 住所、氏名、年齢、職業、電話番号及び応募の動機を400字程度(形式自由)にまとめ、健康福祉課社会福祉担当(役場1階)に持参、郵送、ファクス、メールのいずれかでご提出ください。

問合せ 健康福祉課 社会福祉担当 ☎ 155 ファクス 74-2341

メール ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です!

民生委員・児童委員は、誰もが安心して生活できる地域づくりのために日々活動しています。

○厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。

○地域住民の立場にたって地域の福祉を担うボランティアです。

○地域を見守り、地域住民の身近な相談相手となり、専門機関へのつなぎ役となります。

☆ひとりで悩まずに地域の民生委員・児童委員へ相談してください。

問合せ 健康福祉課 社会福祉担当 ☎ 155

台風第19号の被害に遭われた方の

医療機関等での窓口負担金免除及び国民健康保険税の減免期間延長

後期高齢者医療保険に加入の方 3月号でお知らせした免除期間が変更になりました。免除要件・適用対象者・添付書類等については2月号をご確認ください。

変更前 期間①:令和元年10月12日~令和2年3月31日診療分まで

期間②:令和2年4月1日~令和2年4月11日診療分まで

変更後 期間①:令和元年10月12日~令和2年3月31日診療分まで

期間②:令和2年4月1日~令和2年9月30日診療分まで

国民健康保険に加入の方 病院窓口での一部負担金の免除期間及び国民健康保険税の減免期間が令和2年9月30日まで延長になりました。一部負担金の免除を受けるには国民健康保険一部負担金免除証明書、国民健康保険税の減免を受けるには、国民健康保険税減免申請書、り災証明書の提出が必要となります。

※既に提出済みで継続を希望される方は、り災証明書の提出は不要です。

問合せ 一部負担金について:町民課 後期高齢者医療担当、国民健康保険担当 ☎ 147~149

税の減免について:税務課 国民健康保険税担当 ☎ 131~133

マイナンバーカードを申請しませんか?

マイナンバーカードは、本人確認のための公的な身分証明書として利用できるほか、様々な行政サービスを受けられるようになるICカードです。初回の発行は無料です。必要書類をお持ちのうえ、申請をしてください。

顔写真の撮影サービスを実施中!

ご自身で顔写真を持参しなくても役場窓口で写真を撮影後、そのままカードの申請が可能になりました。



マイナンバーカード

受付窓口 町民課 戸籍年金担当(役場1階)

申請できる方 本人のみ。任意代理人による申請は不可(ただし、15歳未満の方や成年被後見人の方が申請する場合は法定代理人の確認書類及び付添いが必要になります。詳細は事前にお問合せください。)

手数料 初回発行のみ無料。紛失等によるカード再発行800円、電子証明書再発行200円。

必要書類 通知カード、本人確認書類(※1)、印鑑、マイナンバーカード交付申請書(※2)、住民基本台帳カード(お持ちの場合(※3))

顔写真について カード券面に載せる顔写真を役場でお撮りします。ご自身で写真を用意される場合は、直近6か月以内に撮影した縦4.5cm×横3.5cmのもの(正面・無帽・無背景)をお持ちください。

手続方法 必要書類をお持ちになり、窓口で申請してください。持ち物に不足があった場合は受付ができません。

事前によくご確認ください。また、カードに設定する暗証番号(※4)は、ご提出いただく暗証番号設定依頼書に基づき職員が入力します。

カードの受取 発行後、本人限定受取郵便(転送不可)により本人の住民登録地に送付します。申請からカード発送まで2か月程度かかります。

※1 運転免許証、パスポート等顔写真有の物は1点、健康保険証、年金手帳等顔写真無の物は2点必要になります。コピーではなく必ず原本をお持ちください。

※2 マイナンバーカード交付申請書は役場でも発行可能です。

※3 住民基本台帳カードは本人申請により発行するカードです。マイナンバーカードと併用はできませんので、お持ちの方は廃止手続が必要です。紛失された場合は窓口で紛失届をご記入ください。

※4 暗証番号はご自身でお決めください(②③④は同じ暗証番号を使用できます)。

① 署名用電子証明(英数字6~16文字。英字は大文字になります。)

② 利用者証明用電子証明(数字4文字)

③ 住民基本台帳事務用(数字4文字)

④ 券面事項入力補助用(数字4文字)

マイナンバーカードを取得したら、マイナポイントを予約しましょう!

マイナポイントとは、キャッシュレス決済サービスを提供する事業者を通じて付与されます。マイキープラットフォーム上で決済サービスを1つ選択すると、当該決済サービスの利用(購入・チャージ)時に買い物等で使用できるポイントがもらえます。

マイナポイントの付与方法

マイナポイントの申込みを行った決済サービスの利用額に応じて付与されます。1人あたりのプレミアム率は、利用額の最大25%で上限5,000円分です。

※選択した決済サービスで買い物ができるかどうかは店舗毎に異なりますのでご注意ください。

マイナポイントのスケジュール(令和2年3月末時点)

予約期間 令和2年6月末まで 申込期間 令和2年7月~令和2年8月末まで

利用期間 令和2年9月~令和3年3月末まで

※今後の国のスケジュールにより変更となる場合があります。

利用方法

① 電子証明書機能が搭載されたマイナンバーカードを作成する。

※申請から発行まで1~2か月ほどかかります。

② マイナポイントの予約をする(マイキーID設定)。

③ マイナポイントの申込をする。

④ 選択した決済サービスで買い物等をする。



マイナちゃん

マイナンバー制度・マイナポイントに関する問合せ(フリーダイヤル)

0120-95-0178

平日 午前9時30分~午後8時

休日 午前9時30分~午後5時30分

※年末年始(12月29日~1月3日)を除く

問合せ 町民課 戸籍年金担当

☎ 142~144